

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成24年4月1日現在)

一般行政職、技能労務職、教育職の経験年数別、学歴別の平均給料月額は下表のとおりです。

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,236円	316,132円	366,644円
	高校卒	237,750円	270,050円	314,083円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし
	中学卒	該当なし	該当なし	290,400円
教育職	大学卒	259,250円	該当なし	341,300円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし

(注)経験年数には、採用前に民間勤務歴がある場合などはその期間を換算し、採用後の年数に加工した年数も含まれます。

7 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

一般行政職の級別職員数とその構成は下表のとおりです。

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	次長	部長	
職員数	76人	122人	(161人) 192人	212人	564人	(15人) 190人	(3人) 125人	30人	(1人) 21人	(180人) 1,532人
構成比	5.0%	8.0%	(89.4%) 12.5%	13.8%	36.8%	(8.3%) 12.4%	(1.7%) 8.1%	2.0%	(0.6%) 1.4%	(100%) 100%
参考	1年前の構成比	1.8%	(88.3%) 11.2%	14.9%	38.7%	(11.7%) 12.5%	8.3%	2.1%	1.6%	(100%) 100%
	5年前の構成比	2.5%	(100%) 9.2%	19.4%	37.9%	12.5%	7.7%	2.0%	1.7%	(100%) 100%

(注)1.標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。2.()内は、短時間勤務を含む再任用職員で外書きです。

8 期末手当・勤勉手当(平成23年度)

期末・勤勉手当は、民間企業の賞与などに相当するものです。職員に支給された割合は下表のとおりです。

区分	市川市			国		
	支給実績(23年度決算)	1人当り年間平均支給額	計	支給率	自己都合	勤勉・定年
6月期	1.225カ月分	0.675カ月分	1.9カ月分	1.225カ月分	0.675カ月分	1.9カ月分
12月期	1.375カ月分	0.675カ月分	2.05カ月分	1.375カ月分	0.675カ月分	2.05カ月分
計	2.6カ月分	1.35カ月分	3.95カ月分	2.6カ月分	1.35カ月分	3.95カ月分

職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

9 退職手当の状況(平成24年4月1日現在)

職員が退職した場合に支給される退職手当は、退職時の給料月額に退職事由や勤続年数に応じた一定の率を乗じて得た額になります。

区分	市川市		国	
	自己都合	勤勉・定年	自己都合	勤勉・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当り平均支給額	5,696千円	26,331千円		

(注)1人当り平均支給額は平成23年度実績額です。

10 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

特別職の給料、報酬などは平成19年4月1日より、退職手当は平成17年4月1日より下表のとおりです。

区分	月額	期末手当	退職手当
市長	1,016,000円	(平成23年度)	給料月額×在職月数×0.57(16年度までの支給率0.7)
副市長	837,000円	6月期 1.90カ月分	給料月額×在職月数×0.36(16年度までの支給率0.4)
議長	724,000円	12月期 2.05カ月分	(注)退職手当は任期ごとの支給です。議員などの報酬は、平成19年5月2日より適用。
副議長	652,000円	計 3.95カ月分	
議員	604,000円		

平成24年6月、12月、平成25年6月、12月における市長の期末手当を20%、副市長の期末手当を15%減額して支給します。

11 職員手当の状況(平成24年4月1日現在)

①地域手当

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市川市	10%	3,275人(220人)	10%
長野県須坂市(いちかわ村)	0%	1人	0%

(注)支給対象職員数の()内は、短時間勤務を含む再任用職員で外書きです。

②特殊勤務手当

支給実績(23年度決算)	64,146千円
支給職員1人当り平均支給額(23年度決算)	46,449円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	43.1%
手当の種類(手当数)	28

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税など歳入の徴収に従事した職員	市税、保険料等徴収	日額280円
滞納処分手当	財産差押に従事した職員	市税、国保税等差押	日額300円
調査手当	市税の賦課調査などに従事した職員	税の賦課、評価調査	日額170円、220円
財産取得交渉手当	財産の取得交渉に従事した職員	財産の取得交渉	日額350円
社会福祉指導手当	社会福祉主事などの職務に従事した職員	社会福祉主事等の職務	日額190円、230円
心身障害者訓練手当	心身障害者指導訓練に従事した職員	心身障害者指導訓練	日額230円
行旅死病人取扱手当	行旅死病人の収容処理に従事した職員	行旅死病人取り扱い	1件当たり2,500円、3,500円
医務手当	医療施設などの医師、歯科医師	診療、救護、保健指導	日額7,000円
放射線取扱手当	エックス線などの取り扱いに従事した職員	エックス線放射線取り扱い	日額200円
夜間看護手当	病院、介護老人保健施設に勤務する職員	深夜にわたった看護、介護	1回3,400円、6,800円
感染症消毒作業手当	感染症の消毒作業に従事した職員	法に規定する一類~三類感染症	日額600円
健康相談指導手当	結核患者の健康相談、指導に従事した職員	結核患者の健康相談、指導	日額200円
予防接種勤務手当	予防接種に従事した保健師、看護師	予防接種業務	日額150円
臨床検査手当	病院、介護老人保健施設に勤務する職員	採血、生化学検査	日額200円
施設勤務手当	作業環境が特殊な施設などに勤務する職員	施設勤務	日額100円、230円
清掃作業手当	ごみの収集、処理作業などに従事した職員	ごみの収集、処理等業務	日額450円
葬儀作業手当	火葬、納骨などに従事した職員	葬儀作業	日額450円
動物死体処理作業手当	動物死体の処理作業に従事した職員	動物死体処理作業	1件当たり120円
水洗便所、浄化槽検査指導手当	浄化槽の管理指導などに従事した職員	検査、管理指導業務	日額250円
特定化学物質取扱手当	特定化学物質の取り扱いに従事した職員	特定化学物質取扱業務	日額300円
土木作業手当	土木、公園の作業に従事した職員	道路補修、草刈消毒など	日額450円
守衛業務手当	守衛業務に従事した職員	守衛業務	1勤務200円、400円
飼育作業手当	動物園に勤務する職員	動物飼育作業	日額200円
出動手当	消防職員	火災、救急業務など	1回140円~500円
機関勤務手当	消防職員	消防車、救急車の運転業務	1勤務180円、220円
消防夜間特殊業務手当	消防職員	夜間特殊業務	1回260円
消防特別救助隊員手当	消防職員	特別救助隊員業務	1勤務260円
潜水作業手当	消防職員	潜水作業	1回300円

③時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	1,009,363千円
支給職員1人当り平均支給額(23年度決算)	376千円
支給実績(22年度決算)	1,030,181千円
支給職員1人当り平均支給額(22年度決算)	380千円

④その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当り平均支給額(23年度決算)
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○その他親族1人につき6,500円(配偶者がいない場合は1人目11,000円) ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで子1人5,000円加算	同		352,583千円	234,586円
住居手当	○借家の場合(家賃6,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給 ○持家かつ世帯主の場合月額7,000円を支給	異	○借家(家賃12,000円超に限る)限度額は市と同じ ○持家かつ世帯主の場合は支給無し	277,066千円	150,253円
通勤手当	○電車 6カ月定期相当額支給 ○バス 回数券相当額支給 ○自転車などを使用する場合 距離に応じて2,000円から24,500円まで支給	異	○電車、バスを利用する場合6カ月定期を基礎として1カ月当たり55,000円まで全額支給 ○自転車などを使用する場合 距離に応じて2,000円から24,500円まで支給	304,371千円	106,127円
管理職手当	職務に応じ52,900円~106,100円を定額支給	異	官職に応じて46,300円~139,300円を定額支給	397,674千円	751,747円
休日勤務手当	休日などにおいて勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の100分の135を支給	同		190,790千円	70,978円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌午前5時まで勤務する職員に対し、その勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同		55,296千円	139,990円
宿直手当	宿直勤務を命ぜられた職員は、その勤務1回につき4,200円(医師は20,000円)を支給	同		376千円	37,600円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は休日に本来業務以外で勤務した場合に、職務に応じて5,000円~10,000円の範囲で支給	異	官職に応じて6,000円~12,000円の範囲で支給	3,385千円	6,399円
災害派遣手当	災害対策基本法等により災害応急対策または災害復旧のために派遣された職員が、市内に滞在することを要する場合、1日3,970円~6,620円の範囲で支給			-	-
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律等により国民の保護のための措置の実施で派遣された職員が、住所または居所を離れて市内に滞在することを要する場合、1日3,970円~6,620円の範囲で支給			-	-

12 勤務時間その他勤務条件の状況(平成24年4月1日現在)

①勤務時間

職員の勤務時間は原則として次のとおりです。

勤務時間	午前8時40分~午後5時10分 休憩時間を除いて7時間45分で1週間当たり38時間45分
休憩時間	正午~午後0時45分

※平成24年7月1日から、勤務時間及び休憩時間を以下のとおり変更しました

勤務時間	午前8時40分~午後5時25分(但し、一部の施設については従来どおり)
休憩時間	正午~午後1時00分(但し、一部の施設については従来どおり)

②休暇制度

職員の休暇制度は次のとおりです。

有給休暇	年次休暇(1暦年につき20日付与。20日を限度に翌年に繰り越し可) 【平成23年度の取得状況】1人平均日数:10.3日 病欠休暇(負傷または疾病により療養を要する場合) 特別休暇(21種類)
無給休暇	組合休暇(職員団体の業務または活動に従事する場合) 介護休暇(配偶者または2親等以内の親族の介護に当たる場合) 【平成23年度の取得状況】取得者:延べ13人 取得期間:1月以下 7人、1月超2月以下 4人、2月超3月以下 2人

13 休業制度(平成24年4月1日現在)

職員の休業制度は次のとおりです。

休業の名称	内容
育児休業	子が3歳になるまで取得できる無給休業 【平成23年度の取得状況】女性38人、男性2人
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまで保育園の送迎などのために30分単位で2時間まで取得できる無給休業 【平成23年度の取得状況】女性6人、男性0人

14 分限及び懲戒の状況(平成23年度)

分限処分	懲戒処分
降任	0人
免職	0人
休職	189人
降給	0人
計	189人

15 サービスの状況(平成23年度)

職務専念義務免除	営利企業等の従事許可
研修・講師依頼	公務
職員団体の適法な交渉等	講師
文化体育活動	その他
勲褒退職	計
その他	
計	

16 研修及び勤務評定の状況

①職員研修制度

市川市の職員研修は、所属ごとで行なう職場研修の他、職位ごとに受講を義務付けた指定研修、公募型エントリー制で希望者が受講できる行政ニーズ対応研修、そして高度な専門知識の習得や職務遂行能力の向上を図るために研修機関などに派遣する派遣研修で組み立てられています。

平成23年度の研修受講者数	
指定研修(職場支援研修含む)	1,914人
行政ニーズ対応研修他	510人
派遣研修	629人
計	3,053人

②勤務評定

市川市の勤務評定制度は、地方公務員法第40条の定めに従い、昭和58年度から実施しているものです。その内容は、1年を上期と下期の半年毎に分けて、その間の職員の勤務状況を直属の上司が評定して、職員の育成や昇任、昇給等の処遇に役立てるものです。そして平成11年度には、評定要素を成績、情意、能力別に11項目に細分化するとともに、平成13年度からは、評価結果を勤勉手当の支給率に反映させるなど、制度の充実に努めています。

17 福祉及び利益の保護の状況

①職員の福祉に関する措置

職員及び家族の福利厚生を充実させる目的として、昭和37年7月に職員互助会が発足しました。事業内容としては、福利厚生事業の他に給付事業、貸付事業、食堂運営などがあります。

平成23年度の決算の状況は次のとおりです。

	予算	決算
歳入	126,952,000円	117,555,053円
歳出	126,952,000円	117,555,053円

②公務災害及び通勤災害の状況

職員の公務上または通勤による災害(負傷、疾病、障害または死亡)に対する補償をするもので、平成23年度の状況は次のとおりです。

公務災害の申請受理件数及び認定件数		通勤災害の申請受理件数及び認定件数	
申請	20件	申請	11件
認定	19件	認定	10件

18 公平委員会の業務の状況

公平委員会の職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての不服申し立てを審査し、必要な措置を講ずることです。

措置要求件数	0件
不服申立件数	0件
不服申立に係る裁判	1件